

令和5年度

定期監査結果報告書

(第3次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第18号
令和6年5月20日

和泉市長 辻 宏康 様
和泉市議会議長 石原 日出子 様
和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志 様

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 松田 義人

令和5年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査（第3次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

第 1	和泉市監査基準への準拠	-----	4
第 2	監査の種類	-----	4
第 3	監査の対象	-----	4
第 4	監査の主な着眼点	-----	4
第 5	監査等の主な実施内容	-----	4
第 6	監査の日程及び実施場所	-----	4
第 7	監査の結果	-----	5
第 8	むすび	-----	17

第1 和泉市監査基準への準拠

令和5年度定期監査（第3次分）については、和泉市監査基準に準拠し実施

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第3 監査の対象

- 1 対象部署：庁内各課（室）（上下水道部所管事業並びに子育て健康部所管事業のうち病院事業会計を除く）
- 2 対象事務：令和5年4月1日から令和5年10月31日までの事務事業

第4 監査の主な着眼点

- 1 報酬・報償費について、支出の目的、必要性及び金額は妥当か。
- 2 委託（契約金額が100万円未満）・賃貸借契約について、契約の締結は適正か。また、委託金額の妥当性の根拠は示されているか。
- 3 公金・準公金の現金取扱い等について、管理は適正か。

第5 監査の主な実施内容

財務などに関する事務について、監査基準第16条に基づき、次の実施手続きを組み合わせる。合わせて監査を行った。

- 1 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- 2 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- 3 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- 4 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- 5 質 問：事実の存否又は問題点について、監査対象部署の職員などに質問して回答又は説明を求める。
- 6 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する。

第6 監査の日程及び実施場所

- 1 実施日程：令和5年12月8日から令和6年1月30日まで
- 2 実施場所：市役所会議室

第7 監査の結果

財務及び行政監査の結果、多くの部署では、事務処理について、適正かつ効率的に執行されていたが、「審議会等の開催に係る会議録の公表」、「委託契約に関する契約条項に基づく事務処理」、「現金の取扱い」等において、軽微ではあるが不備が見受けられた。

「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」、「和泉市財務規則」及び「各種マニュアル」等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

なお、各部署における指摘事項並びに意見については、以下のとおりである。

【危機管理部】

(1) 危機管理課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

地域避難計画作成事業について、ワークショップを開催し、町会・自治会が作成した地域タイムライン及び街歩きの結果をまとめている。

しかしながら、近年、町会・自治会への加入率が低調であり、災害等発生時における避難は、加入・未加入に関係なく「自助・共助・公助」が必要となる。

このことから、特に「共助」に係る部分においては、全ての市民が本計画に基づき避難できる体制を構築されたい。

【市長公室】

(1) 秘書課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 広報・協働推進室

(指摘事項)

随意契約である声の広報業務委託について、積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていなかった。

「和泉市随意契約ガイドライン」では、「予定価格の設定に当たっては、過去の実績、インターネットなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定の過程を記録するなど、その根拠を明確にすること。」と記載されている。

このことから、随意契約を行う場合は、「和泉市随意契約ガイドライン」(以下「随意契約ガイドライン」という。)に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

ふるさと元気寄附金の受入額を増加させるため、新たな返礼品の発掘や提供事

業者の新規開拓など積極的に取り組んでいる。

引き続き魅力ある返礼品の発掘と和泉市の知名度の向上に努め、寄附金の受入額の増加を図られたい。

(3) 政策企画室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

ソフトの更新やIT機器に係る保守点検業務の費用について、その多くが随意契約である。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識されたい。

特に、IT機器に係る保守点検業務については、過去の不具合発生頻度を踏まえて金額の妥当性を検証されたい。

(4) 人事課

(指摘事項)

和泉市職員厚生会に係る現金出納帳について、金額や日付等に記入誤りがある場合、訂正印を押印し修正する必要があるが、訂正印が押されていないかった。

「和泉市職員による公金横領事案に係る再発防止策に関する報告書」における現金取扱事務の適正化に向けた取組（以下「再発防止策に関する報告書の取組」という。）に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

職員の確保については、年度途中での退職者が増加するなど苦慮している状況であるが、初任給を日本一の水準に引き上げたことや和泉市の魅力・良好な職場環境などを積極的にPRし、引き続き、優秀な人材の確保に繋げられたい。

【総務部】

(1) 総務管財室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

個人情報保護について、各部署に個人情報保護担当者を置くとともに、内部監査員による監査を行うほか、講師を招いての研修や動画発信による研修を実施している。

市では、多くの個人情報を取り扱っていることから、個人情報の取り扱いについて、引き続き職員への周知を図り、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正な管理を徹底されたい。

(2) 財政課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(3) 税務室

(指摘事項)

1 随意契約である三林地区及びゴルフ場に係る価格時点修正業務委託について、積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていなかった。

随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

2 税証明発行手数料、市税・手数料の徴収、市税の窓口還付に係る現金出納帳について、金額や日付等の修正に訂正印が押印されていなかった。

「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

市税のキャッシュレス納付について、既にスマホ決済などの取組はされているが、金融機関の窓口で支払われている納税者が多い状況である。国ではキャッシュレス納付を推進しており、e-Taxを行っている法人については本年5月から、法人税・地方法人税の納付書を送付しないこととしている。

本市においても、国の取組を参考に、引き続きキャッシュレス納付を推進されたい。

(4) 滞納債権整理回収課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(5) 契約検査室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

契約検査室では、各部署が随意契約を行う場合、「随意契約ガイドライン」に基づき、契約事務が適正に行われているかのチェックを行っている。

従前から、随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であるため、随意契約を行う場合には、「随意契約ガイドライン」に基づき、金額の妥当性、経済的合理性や緊急性、業務の特殊性など、随意契約できると客観的、総合的に判断した根拠を明確にし、契約事務を行うよう指摘を行っているところである。契約検査室においては、特にこの点を職員に再度、周知するなど意識改革に努められたい。

(6) 人権・男女参画室

(指摘事項)

幸分館使用料現金取扱業務及び「ぶっくんつうちょう」発行料現金取扱業務に係る現金出納帳について、事前にページ番号を付する必要があるが、ページ番号が付されていないかった。

「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

和泉市民意識調査に係る調査・分析業務委託について、4つの部署（人権・男女参画室、福祉総務課、くらしサポート課、子育て支援室）が共同で実施し、委託料は均等に支出されていた。

業務の内容・目的は、以下のとおりであった。

- ・アンケートを実施し、市民の生活や市政に対する意見や満足度を調査・分析し、課題や市民ニーズを把握する。
- ・アンケート結果に基づき、課題解決やサービスの向上について検討を行い、今後の施策に反映する。
- ・政策立案等に関する職員の能力向上を図る。

4つの部署が共同で実施した事業であり、当初の目的が果たせたかを検証するとともに、市の施策に生かせるよう取り組まれない。

【環境産業部】

(1) 環境保全課

(指摘事項)

持続可能なまちづくりに向けた産業廃棄物の在り方検討専門部会の開催に係る会議録について、市ホームページに公表する必要があるが、公表されていないかった。

「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(2) 生活環境課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(3) 産業振興室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【福祉部】

(1) 福祉総務課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

和泉市民意識調査に係る調査・分析業務委託について、人権・男女参画室の意見（8ページに記載）を参照されたい。

(2) 高齢介護室

(指摘事項)

- 1 和泉市医療と介護連携推進審議会の開催に係る会議録について、市ホームページに公表されていなかった。

「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき、適正に事務処理をされたい。

- 2 戦没者追悼式執行等業務委託について、遺族会に委託し、遺族会が駐車場整理をシルバー人材センターに再委託を行っているが、再委託に係る市の承諾を書面にて得ていなかった。

契約条項には「業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、その限りではない。」と記載されている。

契約条項に基づき、適正に事務処理をされたい。

- 3 切手管理簿について、複数ページにわたる場合、糊付けし、割印する必要があるが、されていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(3) 障がい福祉課

(指摘事項)

- 1 切手管理簿について、鉛筆書きしていたケースがあった。また、金額や日付等の修正に訂正印が押印されていなかった。

加えて、当該管理簿が複数ページにわたる場合の糊付け、割印がされていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

- 2 随意契約である障がい支援区分認定調査委託について、積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていなかった。

随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(4) 生活福祉課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【市民生活部】

(1) 市民室

(指摘事項)

切手管理簿について、複数ページにわたる場合の糊付け、割印がされていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

マイナンバーカードについては、発行後、申請者に交付するまでの間、厳格に管理することが必要である。このため、発行されたカードの未交付分や無効となったカードの処理状況について管理者によるチェックを徹底し、更なる職員の意識の向上を図られたい。

(2) 保険年金室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

国民健康保険料の徴収について、窓口で徴収する機会など、現金を取り扱うことが多いことから、窓口に来庁された市民にスマホ決済の推奨を行うなど、できるだけ職員が現金を取り扱わない工夫をされたい。

(3) 暮らしサポート課

(指摘事項)

切手管理簿について、事前にページ番号が付されていなかった。

また、切手を使用した場合、使用枚数等を記入し、管理職等の確認印を押印する必要があるが、押印されていないケースがあり、また、金額や日付等の修正に訂正印が押印されていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

和泉市民意識調査に係る調査・分析業務委託について、人権・男女参画室の意見（8ページに記載）を参照されたい。

【子育て健康部】

(1) 子育て支援室

(指摘事項)

いずみ・エンゼルハウスの賃貸借契約について、財政課への合議が必要であるが、合議がされていなかった。

「和泉市事務決裁規程」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

- 1 和泉市民意識調査に係る調査・分析業務委託について、人権・男女参画室の意見（8ページに記載）を参照されたい。
- 2 子ども支援コーディネーター配置業務について、ヤングケアラーなど気がかりのある家庭に育つ子どもの相談を受け、関係機関等と連携を図る支援コーディネーターを配置しているが、支援コーディネーターに相談することすら困難な家庭もあると想定される。

このことから、スクールソーシャルワーカー、地域、学校などあらゆる機関と連携を図り、家庭の現状把握に努め、相談者が必要とする支援ができるよう努められたい。

(2) 健康づくり推進室

(指摘事項)

- 1 保健福祉センター喀痰検査一部負担金の収納に係る現金出納帳について、管理職等が確認し、年度末に締める必要があるが、締められていなかった。

「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされたい。

- 2 切手管理簿について、複数ページにわたる場合の糊付け、割印がされていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

【都市デザイン部】

(1) 都市政策室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

槇尾中学校区を運行するオレンジバスの代替手段として、AIオンデマンド交通を導入することのことで、市民の利便性が向上するものと期待している。

当該運行について、多くの市民に利用していただけるよう周知に努めるとともに、地域公共交通計画に基づき、現行の公共交通を維持するための利用促進などについても取り組まれたい。

(2) 建築・開発指導室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(3) 建築住宅室

(指摘事項)

切手管理簿について、複数ページにわたる場合の糊付け、割印がされていなかった。

「郵便関係事務マニュアル」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

無料空家相談等委託について、市の広報や大阪府宅建協会などを通じ、周知啓発を行っているが、特定空家等への指導・助言・勧告等を少しでも減らすためにも当該相談業務の実施をより多くの市民等に利用していただくことが重要である。このことから、引き続き周知啓発の充実に取り組まれない。

(4) 都市整備室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(5) 土木維持管理室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【会計室】

(1) 会計室

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【行政委員会総合事務局】

(1) 選挙管理委員会事務局

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 監査・公平・固定資産評価審査委員会事務局

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(3) 農業委員会事務局

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【市議会事務局】

(1) 市議会事務局総務課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

【消防本部】

(1) 総務課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

消防本署や中央署で実施した消防フェスタは、消防士の疑似体験を行った子どもたちを始め参加した市民に大変好評であった。

消防フェスタを開催することにより、消防の仕事の重要性が市民に浸透し、消防士や消防団員の確保に繋がるのではないかと考える。

北分署や南分署などでも実施について検討されたい。

(2) 予防課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

防火対象物には、特定用途防火対象物や非特定用途防火対象物があり、基準を設けて消防設備に係る施設等への立ち入り検査を行っている。

引き続き、職員（検査員）が定められた基準に従い、検査項目について遺漏なく検査を実施し、統一的な指導ができるよう研修などの充実に努められたい。

【教育・こども部】

(1) 教育総務課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(2) 学校園管理室

(指摘事項)

和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の開催に係る会議録について、市のホームページに公表されていなかった。

「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき、適正に事務処理をされたい。

(意見)

学校における暑さ対策として、体育館等への空調整備やウォータークーラーの設置など、新たな教育環境整備に取り組んでいる。

一方で、多くの学校では施設・設備の老朽化が進んでおり、子どもの安全や良好な学校環境を確保するうえで、大きな課題となっている。

老朽化対策については、計画的に改修を進めているとのことであるが、本市として、特に若い世代に和泉市に住みたいと思ってもらい人口増加に繋げるためにも、早急な改善に努められたい。

(3) 学校教育室

(指摘事項)

- 1 随意契約である階段昇降機定期点検に係る業務委託について、積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていなかった。

随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

- 2 校務支援システム機器等の賃貸借契約について、契約締結前に業者より見積書を徴取しているが、見積書に日付が記載されていなかった。いつ徴取したのかを明らかにするためにも記載漏れがないか確認を励行されたい。

(意見)

- 1 いずみ希望塾は、他市にも誇れる画期的な事業であり、子どもの学力向上のため、今後も継続して取り組まれたい。
- 2 市立図書館と学校図書館の一体化について、学校施設における制約もあり、難しい面もあると思うが、児童生徒だけでなく地域の方にもたくさん利用していただけるよう工夫を凝らし、学校図書館の仕組みづくりを進められたい。

(4) こども未来室

(指摘事項)

- 1 保育所保護者負担金の窓口納付に係る現金出納帳について、金額や日付等の修正に、訂正印が押印されていなかった。

また、留守家庭児童会の諸費（おやつ代・教材費）に係る現金出納帳について、事前にページ番号が付されていなかった。

「再発防止策に関する報告書の取組」に基づき、適正に事務処理をされた

い。

- 2 随意契約である和泉市留守家庭児童会職員（支援員等）募集に係る求人サイト運用保守委託業務について、積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていないかった。

随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。

（意見）

- 1 各留守家庭児童会で保護者から預かった諸費について、通帳ではなく現金で管理している。現金の取扱いに係るマニュアルを作成するなどチェック体制の強化に努められたい。
- 2 医療的ケア機能を備えた保育施設は、本市では初めての施設である。運営については、事業者と市が連携し、全ての園児が健やかに園生活を送れるよう取り組まれたい。
- 3 公立保育所において、毎月定額で、おむつの利用が可能となるサービス（サブスク制度）を導入している。保護者が保育所におむつを持参する必要がなくなり負担が軽減されるため、非常に好評である。

他にも保護者負担の軽減を図れる方策がないか、引き続き研究されたい。

【生涯学習部】

（１）生涯学習推進室

（指摘事項）

- 1 和泉市生涯学習推進委員会の開催に係る会議録について、市のホームページに公表されていないかった。
「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」に基づき、適正に事務処理をされたい。
- 2 いずれも随意契約である剪定・雑草（惣ヶ池こどもグラウンド）業務委託、消防防災設備及び防火対象物点検業務委託について、積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていないかった。
随意契約を行う場合、予定価格の設定に当たっては、「随意契約ガイドライン」に基づき、適正に事務処理をされたい。
- 3 青少年センター機械警備委託について、契約書とは別に基本業務提供条件を定めているが、本提供条件において「業務の遂行のため、受託者が委託者より鍵の受託を受けた場合、預かり証を発行し責任をもってこれを保管するものとする」と記載されているが、預かり証については、確認できなかった。
については、提供条件に基づき適正に事務処理をされたい。

（意見）

親学習講座について、市民を対象に子育てに関する研修会や交流会などを開

催している。

近年、市民と地域との繋がりが希薄化している中、子育てに関する悩みなどを話し合うことで、不安やストレス解消に繋がる効果が見込まれる。

より多くの市民に参加いただけるように周知啓発に取り組まれない。

(2) 文化遺産活用課

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

「和泉市の歴史」など書籍の販売業務委託については、業者に在庫管理から図書の流通に乗せる取次、自社ホームページへの掲載、インターネットでの販売などの業務を委託している。

今後、インターネットでの販売実績や購入者の属性（和泉市民かそれ以外の方か）や購入方法を検証し、販売委託のあり方を検討されたい。

(3) 久保惣記念美術館

(指摘事項)

事務処理について、適正かつ効率的に執行されていた。

(意見)

久保惣記念美術館は、宮本武藏筆の重要文化財「枯木鳴鶉図」や「青磁 鳳凰耳花生 銘万声」(国宝)、平安時代のかなの名品「歌仙歌合」(国宝)からモネやピカソの作品など、日本と中国の絵画、書、工芸品の東洋古美術から西洋美術などあわせ、約12,000点を所蔵しており、和泉市の誇れる施設である。

現在、マスコミ、YouTube、SNS等の活用やチラシの配布など様々な広報活動に努めているが、他市の美術館とも連携し特別展を開催するなど創意工夫をもって引き続き全国にPRされたい。

第8 むすび

令和5年度定期監査（第3次分）を実施したが、事務処理については、概ね適正かつ効率的に執行されていたものの、多くの随意契約が見受けられ、契約金額の積算根拠が添付されておらず、金額の妥当性が示されていないものも散見された。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であることは、周知のことと思うが、この点を改めて職員が認識し、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「和泉市財務規則」を遵守するとともに随意契約を行う場合には「和泉市随意契約ガイドライン」に基づき、金額の妥当性、経済的合理性や緊急性、業務の特殊性など、随意契約できると客観的、総合的に判断した根拠を明確にし、事務処理をされたい。

また、今般の定期監査を踏まえ、以下に記載する事項について、事務を遂行していくうえで十分留意されたい。

1 各種事業の精査について

各部署において、多くの事業を実施しているが、健全性及び透明性の確保や経済的、効率的かつ効果的な事業を実施する必要がある。

平板的に前年踏襲するのではなく、スクラップ&ビルドの観点から、事業の必要性を精査した上で実施されたい。

2 現金の取り扱いについて

平成26年度に作成された「和泉市職員による公金横領事案に係る再発防止に関する報告書」において、現金取扱い事務の適正な執行のための方策が示されており、これらの周知についても総務管財室が主体となって研修などを実施し、適正な現金取扱い事務の遂行に取り組んでいるところである。

しかしながら、現場で長期間にわたって現金が保管されているケースがあった。さまざまな事情があるとは認識するが、現金の納入時期は、原則、当日又は翌日、遅くとも1週間以内での処理が望ましいと考える。

上記の報告書が作成されてから概ね10年近く経過し、コンプライアンスの確保に対する社会的要請も益々高まっていることなどを踏まえ、現金取扱事務の見直しについて、早急に取り組まされたい。